

各市町村教育委員会教育長 } 様
各市町村立学校長 }

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

交通機関の運賃改定に伴う通勤手当の報告について（通知）

日頃より適正な給与支給事務に御協力いただき、御礼申し上げます。

令和5年3月より各鉄道及びバス会社において運賃改定がされております。交通機関を利用して通勤を行う職員の運賃改定に伴う通勤手当事務処理については、令和5年3月24日付け教職第1463号「通勤手当に係る鉄道運賃等の改定に伴う事務処理について（通知）」のとおりです。運賃改定に伴う通勤手当の給与報告については以下のとおり小中学校県費事務システム(以下「システム」という。)により報告をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては市町村立学校への転送は不要です。

記

1 既に認定されている通勤手当の支給月が4月である場合

4月給与報告時に、システムで運賃改定後の定期券等の額で報告を行う。(報告事例1)

2 既に認定されている通勤手当の支給月が4月以外である場合

支給単位期間が運賃改定日をまたいでいる場合、運賃改定日をまたいだ支給単位期間における最終月の末日をもって変更の事実が生じたものとみなす(みなし事実発生日)ため、その「みなし事実発生日」以後の直近支給月の給与報告時に、システムで運賃改定後の定期券等の額で報告を行う。(報告事例2)

3 複数経路の交通機関で認定されており、支給単位期間がずれている場合

認定されている交通機関が複数あり、その支給単位期間がずれている場合、それぞれの交通機関に係る手当支給月に応じた「みなし事実発生日」以後の直近支給月の給与報告時に、システムで各交通機関の運賃改定後の定期券等の額で報告を行う。(報告事例3)

4 運賃改定前に支給された手当の返納が生じる場合

返納元の手当は運賃改定前に支給されたものであるもので、返納額の算出にあたっては運賃改定前の定期券等の額に基づいて算出する。(報告事例4)

担当 給与管理担当

※お問い合わせは、原則質問票により県費事務担当へお願いします。

〔報告事例1〕

6か月定期（4月、10月支給）の認定を受けている場合

〈 通勤認定経路 〉

	自宅	バス停	大宮駅	川口駅
	徒歩	バス	J	R
【改定前】	バス	45,500 円（6 か月定期：4 月・10 月支給）		
	J R	31,620 円（6 か月定期：4 月・10 月支給）		
【改定後】	バス	<u>50,330 円</u> （6 か月定期：4 月・10 月支給）		
	J R	<u>33,480 円</u> （6 か月定期：4 月・10 月支給）		

〈 通勤手当支給報告 入力要領 〉

入 力 種 別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和5年4月

普通交通機関1 運賃等相当額 50,330 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 4 月

普通交通機関2 運賃等相当額 33,480 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 4 月

〈 各月の通勤手当支給額 〉

支給月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
バ ス		50,330						50,330	
J R		33,480						33,480	
合 計		83,810						83,810	

↑
(運賃改定に伴う認定)

※ 運賃改定に伴う認定における事実発生日は令和5年3月31日（みなし事実発生日）となるので、
4 月分通勤手当から改定後の定期券等の額での支給となる。

〔報告事例2〕

6か月定期（6月、12月支給）の認定を受けている場合

〈 通勤認定経路 〉



【改定前】 J R 31,620 円（6か月定期：6月・12月支給）

【改定後】 J R 33,480 円（6か月定期：6月・12月支給）

〈 通勤手当支給報告 入力要領 〉

※6月給与報告で報告

入 力 種 別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和5年6月

普通交通機関1 運賃等相当額 33,480 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 6 月

〈 各月の通勤手当支給額 〉

支給月	R4.12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
J R	31,620						33,480		
合 計	31,620						33,480		

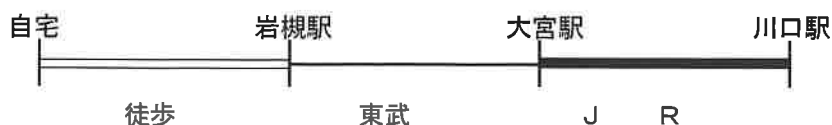
↑
（運賃改定に伴う認定）

※ この場合の運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和5年5月31日（みなし事実発生日）であるので、6月分から改定後の定期券等の額での支給となる。

〔報告事例3〕

支給単位期間がずれている場合

〈 通勤認定経路 〉



【改定前】 東武 44,070 円 (6 か月定期: 4 月・10 月支給)
J R 31,620 円 (6 か月定期: 5 月・11 月支給)

【改定後】 東武 47,310 円 (6 か月定期: 4 月・10 月支給)
J R 33,480 円 (6 か月定期: 5 月・11 月支給)

〈 通勤手当支給報告 入力要領 〉

※4 月給与報告時

入 力 種 別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和5年4月

普通交通機関1 運賃等相当額 47,310 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 4 月

普通交通機関2 運賃等相当額 31,620 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 5 月

※5 月給与報告時

入 力 種 別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和5年5月

普通交通機関1 運賃等相当額 47,310 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 10 月

普通交通機関2 運賃等相当額 33,480 円 単位期間 6 箇月 直近支給月 5 月

〈 各月の通勤手当支給額 〉

支給月	R4.10 月	11 月	12 月	R5.1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
東 武	44,070						47,310		
J R		31,620						33,480	
合 計	44,070	31,620					47,310	33,480	

↑ ↑
(運賃改定に伴う認定)

※ 東武鉄道についての運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和5年3月31日 (みなし事実発生日) であるので、4 月分から改定後の定期券額等の額での支給となる。

J Rについての運賃改定に伴う認定における事実発生日は、令和5年4月30日 (みなし事実発生日) であるので、5 月分から改定後の定期券額等の額での支給となる。

〔報告事例4〕

手当の返納が生じる場合

12月に6か月定期の手当が支給済みであるが、4月1日より経路変更

〈通勤認定経路〉

◎ 変更前



◎ 変更後



【経路変更前（運賃改定前）】 J R 31,620 円（6か月定期：6月・12月支給）

【経路変更後（運賃改定後）】 J R 33,480 円（6か月定期：4月・10月支給）

〈通勤手当支給報告 入力要領〉

※4月給与報告で支給報告

入力種別 転居・経路変更等

支給開始年月 令和5年4月

普通交通機関1 運賃等相当額 33,480 円 単位期間 6箇月 直近支給月 4月

※ 運賃改定後の定期券額を報告する。

※4月給与報告で返納報告

返納事由 経路変更

返納事由発生年月日 令和5年3月31日

返納額 6,060 円

※ 返納元の手当は運賃改定前に支給されたものであるため、返納額は運賃改定前の定期券額に基づいて算出すること。

〈各月の通勤手当支給額〉

支給月	R4.12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
J R	31,620				33,480				
返納					▲ 6,060				
合計	31,620				27,420				

※31,620 円－18,760 円－6,580 円－220 円
＝6,060 円

（運賃改定に伴う認定）